

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

告示	指定居宅介護支援事業所に係る変更の届出 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定による医療機関の指定	(高齢保健福祉課)	一
道路の区域変更	保安林の指定の解除	(健康増進課)	二
産業青年隊訓練所平成十四年度隊員第二次募集の実施	熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(道路維持課)	二
家畜伝染病に係る届出	公 告	(森林保全課)	二
平成十四年熊本県歯科技工士試験の実施	平成十四年度砂利採取業務主任者試験の合格者の決定	(監理課)	三
平成十三年度林業改良指導員資格試験の合格者決定	大規模小売店舗立地法の届出に対する市町村意見	(水産振興課)	三
登載依頼	指定車両移動保管機関の所在地の変更	(畜産課)	四
熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	熊本県道路交通規則第二十四条第一項の規定に基づき道路交通法第九十四条に規定する申請又は届出、場所、期日及び受付時間	(医務福祉課)	四
熊本県道路交通規則第四十一条第三項の規定に基づき道路交通法第百八条の二第一項第三号等に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間		(工業振興課)	七
		(林政課)	七
		(商工政策課)	七
		(公安委員会)	七
		"	八
		"	八
		"	九

平成六年九月十九日公安委員会告示第十一号の一部改正	熊本県道路交通規則第二十八条の規定に基づく運転免許試験等を行う場所、期日及び受付時間	(公安委員会)	一三
道路交通法第百八条の四第一項の規定に基づく初心運転者講習を行わせる指定講習機関	熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	(")	一三
荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会の開催	阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の開催	(")	一五
阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の開催	情報公開審査会の会議の開催	(")	一六
情報公開審査会の会議の開催		(")	一七

告 示

熊本県告示第七十三号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。
平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
菊池市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 菊池市大字隈府八百八十八	代表者の氏名及び住所	福村三男 菊池市大字隈府四百七十三番地三十一
慈晃園居宅介護支援事業所 本渡市佐伊津町九百二十八番地	代表者の氏名及び住所	金子康男 本渡市佐伊津町千八百九十一番地
ふくし生協 熊本市長嶺西三丁目一番八十七号	事業者及び事業所の所在地	熊本市帯山七丁目二十二番三号
居宅介護支援事業所トラスティーホームげんき 上益城郡益城町大字惣領字木神千五百二十二番地一	事業所の所在地	上益城郡益城町大字惣領千四百九十一番地八

熊本県告示第七十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項の規定に基づき、第二種感染症指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

指令番号	所在地	名称	開設者	指定年月日
56	荒尾市荒尾二六〇〇	荒尾市民病院	荒尾市宮内出目 氏名 荒尾市	平成十三年十二月十九日

熊本県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十八日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般北里	阿蘇郡小国町大字北里字前	三一九六番地先から	一三・二	一五・六	廃道
県道宮原線	同	同	九・四	一五・六	処分
同	同	番地先まで	一八・二		

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十八日

熊本県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡御所浦町字椀本二三五の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに御所浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第七十七号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和四十二年熊本県告示第十二号）第二条の規定に基づき、平成十四年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の二次募集を、次のとおり実施する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 応募資格
 - 1 県内に居住し、又は居住しようとする十八歳以上二十五歳未満で独身の者（昭和五十二年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生まれた者）
 - 2 高等学校卒業程度の学力を有する者
 - 3 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者
 - 4 全寮制による規則正しい集団生活に耐え得る者
- 二 募集人員及び募集期間
 - 1 募集人員 十五人程度（女子を含む。）
 - 2 募集期間 平成十四年一月二十四日から平成十四年二月八日まで
- 三 試験の日時、場所及び試験科目
 - 1 試験日時 平成十四年二月十五日（金曜日）午前九時から
 - 2 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター（下益城郡城南町舞原東一九四）
 - 3 試験科目 学科試験（数学・国語・作文）、面接試験
- 四 合格発表
 - 平成十四年二月二十二日（金曜日）とし、合格者には直接本人あて合格通知書を郵送する。
- 五 応募手続
 - 次の書類に八十円切手一枚を添えて、熊本県産業開発青年隊訓練所あて募集期間内に

- 提出すること。(郵送の場合は、締切日の消印のあるものまで有効とする。)
- 1 試験申込書(所定のものを使用し、写真は六箇月以内に撮影したもの。)
 - 2 最終出身校成績証明書又は調査書(卒業見込みの者は、申込日の属する学期の前学期までとする。)
 - 3 健康診断書(保健所又は公的医療機関の証明する二箇月以内のもの。)

六 応募書類の提出先

熊本県産業開発青年隊訓練所

〒八六一四二一五

下益城郡城南町沈目一六六七

七 その他

- 1 受験申込書等に虚偽の記載の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を取り消す場合がある。
- 2 問い合わせ先

熊本県産業開発青年隊訓練所(電話〇九六四二八八六六一)

熊本県土木部監理課(電話〇九六一三三三一一一 内線六〇三三)

熊本県告示第七十八号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第八項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成十三年熊本県告示第七千三百四号)を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は平成十四年一月一日から施行する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、海面漁業の生産額が全国で十数位の漁業実績を示しており、特に天草地域においては、中核的な産業となっている。

また、水産物加工業の生産も盛んであり、なかでも雑節類の生産量は、全国のトップクラスを占めている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場

を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、また本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな管理措置を講じることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていく

ためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- 6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- 7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理対象期間及び知事管理量は以下のとおりである。

【まあい】

一月から十二月まで 若干

【まいわし】

一月から十二月まで 若干

【まさば及びこまさば】

一月から十二月まで 若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に關する事項

【まえじ、まいわし、まさば及びじまさば】

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、小型まき網漁業、棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

四 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

熊本県告示第七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ―ネ病	患畜	平成十三年十二月十七日	鹿本郡鹿本町	一戸一頭	乳用牛

公 告

熊本県告示第八十八号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、平成十四年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 試験期日

1 学説試験

平成十四年二月二十五日（月）午前九時から午後四時まで

2 実地試験

平成十四年二月二十六日（火）午前九時から午後四時まで

二 試験場所

1 学説試験

熊本県健康センター 熊本市東町四丁目十一番一号

2 実地試験

熊本歯科技術専門学校 熊本市本庄三丁目一番六号

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成十四年三月三十一日までに卒業見込みの者
- 2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成十四年三月三十一日までに卒業見込みの者
- 3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が1、2又は3に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 試験科目

1 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

2 実地試験

歯科技工実技

五 試験方法

学説試験は筆記、実地試験は実技により行う。

六 受験願書の受付期間

平成十四年一月二十八日（月）から同年二月四日（月）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

なお、郵送の場合は、同年二月四日（月）の消印のあるものまでを有効とする。

七 受験願書の提出先

熊本県健康福祉部医務福祉課

〒八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

八 提出書類

- 1 受験願書（別記第1号様式）
 - 2 受験票（別記第2号様式）
 - ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六カ月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
 - イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 - 3 三の1又は2に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書
 - 4 三の3に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 - 5 三の4に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 九 受験手数料
- 1 受験手数料は、三万六千円とする。
 - 2 県内居住者は、願書に三万六千円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 - 3 県外居住者は、願書に三万六千円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
 - 4 一度納入した手数料は、返還しない。
- 十 口頭による個人情報の開示請求
- この試験結果の自己の関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。
- 1 開示を行う期間 合格発表の日から一カ月
 - 2 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医務福祉課
 - 3 医事を行う内容 総合得点及び科目別得点
- なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。
- 十一 その他
- 1 受験願書の受付を終わつた者には、受験票を送付する。（受験票は試験当日必ず持つて来ること。）
 - 2 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成十四年三月十三日（水）までに卒業証明書を提出しなければならない。
 - 3 試験場内への携帯電話の持ち込みは認めない。
 - 4 合格発表は、平成十四年三月二十日（水）午後一時に熊本県庁本館一階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を送付する。
 - 5 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、熊本市水前寺六丁目十八番一号熊本県

健康福祉部医務福祉課（電話〇九六一三八三一―一、内線七〇四五、七〇四六）へ行くこと。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、八十円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

平成14年熊本県歯科技工士試験受験願書

歯科技工士試験を受験したいので、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

本籍 (都道府県名) _____

〒 _____
住所 _____

氏名 _____
印 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県収入証紙
36,000円

平成14年

熊本県歯科技工士試験受験票

※受験番号 第 _____ 号

氏名 _____ 熊本県 印 _____

- 1 試験期日
- (1) 学説試験 平成14年2月25日(月)
 - (2) 実地試験 平成14年2月26日(火)

- 2 試験会場
- (1) 学説試験 熊本県健康センター
熊本市東町4丁目11番1号
 - (2) 実地試験 熊本歯科技術専門学校
熊本市本庄3丁目1番6号

- 3 携帯品
- 筆記用具
 - 2月25日(月) 別途通知
 - 2月26日(火) 別途通知

- (備考)
- 開票は、午前8時30分から行います。
 - 試験は午前9時に開始しますが、開始10分前に着席してください。
 - 受験の際は、この受験票を必ず持参してください。
 - 時計は、計時機能だけのものに限り、試験場では、係員の指示に従ってください。
 - 熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり口頭による開示請求ができます。
 - 開示内容：総合得点及び科目別得点
 - 開示期間：合格発表の日から1ヵ月
 - 開示場所：熊本県健康福祉部医務福祉課
 - 必要書類：本票(受験票)

(切り取らないでください)

写真票

※ 記入上の注意

- 写真貼付位置
- 受験票と写真票の氏名欄、及び写真裏面に氏名を記入すること。
 - 受験番号欄には、記入しないこと。

※受験番号 第 _____ 号
氏名 _____

熊本県公告第八百八十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条の規定に基づき、平成十三年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
三	鳥部 和久六		永畑 照雄

熊本県公告第八百八十二号

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年熊本県条例第十八号）第二条の規定により実施した平成十三年度林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	受験番号	本籍	氏 名
三八二	一	熊本県	阿蘇品 貴博
三八三	二	熊本県	田中 博史
三八四	三	熊本県	山下 友啓
三八五	四	熊本県	吉田 隆幸

熊本県公告第八百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇土市から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーキッド宇土店 宇土市南段原字南二〇一
- 二 市町村意見の概要
大規模小売店舗立地法の届出について、述べる意見はございません。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成十三年十二月二十八日から平成十四年一月二十七日まで

熊本県公告第八百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松橋町から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイパーモールメルクス松橋 下益城郡松橋町豊福字白毛熊一六八三番一ほか
- 二 市町村意見の概要

周辺地域の生活環境に十分な注意を払い、適切な配慮を行ってほしい。

- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室

平成十三年十二月二十八日から平成十四年一月二十七日まで

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第五号

指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により指定車両移動保管機関「財団法人熊本県交通安全協会」の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 一 変更後の事務所の所在地
菊池郡菊陽町大字辛川二六五五番地
- 二 変更する期日
平成十四年一月四日

熊本県公安委員会規則第14号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年12月28日

熊本県公安委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

(免許に係る申請等)

第24条 法第94条に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の記載事項の変更及び再交付、法第101条に規定する免許証の更新、法第101条の2に規定する免許証の特例更新、法第104条の4に規定する免許の申請による取消並びに法第107条の7に規定する国外免許証の交付に係る申請又は届出を行うおととする者の当該申請又は届出の場所、期日及び受付時間は、告示で定める。

2 前項の規定にかかわらず、法第101条に規定する免許証の更新に係る申請を行うおとする者で、法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に該当するもの、法第108条の2第1項第12号の講習を受講したもの又は法第108条の2第2項の講習を受講したものは、住所地在管轄する警察署以外の警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)においても、申請を行うことができる。

3 規則第29条第2項(規則第29条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第30条の9第3項に規定する申請書に免許用写真を添付する必要がない場合は、熊本県運転免許センターにおいて申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

第25条中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。

第26条第2項中「本部長」を「熊本県警察本部長」に改める。

第26条の2中「免許」を「運転免許(以下「免許」という。)」に改める。

第28条の見出し中「期日等」を「場所等」に改め、同条中「令第32条の2の2」を「令第32条の2」に、「期日、場所及び種別」を「場所、期日及び受付時間」に改める。

第29条中「当該試験場」を「免許試験等を実施した場所」に改める。

第37条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第41条第2項中「、熊本県警察運転免許試験場」を削り、同条第3項中「期日及び場所」を「場所、期日及び受付時間」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、平成14年1月4日から施行する。

熊本県公安委員会告示第6号

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)第24条第1項の規定に基づき、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条、第101条、第101条の2、第104条の4及び第107条の7に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成14年1月4日から施行する。

平成13年12月28日

熊本県公安委員長 松村 敏人

1 申請又は届出の種別ごとの場所、期日及び受付時間はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 運転免許証の更新及び特例更新

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	日曜日から金曜日 まで	午前8時30分から同9時30分まで 午後1時00分から同2時00分まで
所轄警察署(熊本北、熊本南、熊本東、御船及び大津の各警察署を除く。)	月曜日から金曜日 まで	午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで

(2) 運転免許証の再交付及び申請による取消し

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日 まで	午前8時30分から同11時00分まで 午後1時00分から同4時00分まで
所轄警察署(熊本北、熊本南、熊本東、御船及び大津の各警察署を除く。)		午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで

(3) 運転免許証の記載事項変更届出

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日 まで	午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで
所轄警察署(熊本北、熊本南、熊本東、御船及び大津の各警察署を除く。)		午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで

(4) 国外運転免許証の交付

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日 まで	午前8時30分から同11時00分まで 午後1時00分から同4時00分まで
玉名、山鹿、菊池、一の宮、松橋、八代、芦北、人吉及び本渡の各警察署		午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで

(注) 所轄警察署とは、申請者の住所地在管轄する警察署をいう。

2 受付等を行わない日は、次のとおりとする。